日野町が定めた条例の内容について、特定工場立地の緑地等面積率を以下のとおり緩和します。

	緑地面積率		緑地面積率＋緑地以外の環境施設面積率	
	以前(国による基準)	**令和8年10月1日以降**	以前(国による基準)	**令和8年10月1日以降**
都市計画法の工業地域、 工業専用地域 および寺尻工業団地	敷地面積の20％以上	**敷地地面積の5％以上**	敷地面積の25％以上	**敷地面積の10％以上**
その他の地域	敷地面積の20％以上	**敷地地面積の20％以上**	敷地面積の25％以上	**敷地面積の25％以上**